



地域活性化起業人の募集について

海事歴史科学館学芸課では、次のとおり地域活性化起業人の募集を予定していますので、報告します。

1 起業人制度の概要

三大都市圏に所在する企業の社員に、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事していただき、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取組みを効果的・効率的に展開していくことを目的としています。

2 募集概要

令和8年4月の大和ミュージアムリニューアルオープンに向けて、施設の運営や広報、PR、活用方法の検討、関係先との調整等において、民間企業の専門的なノウハウや知見を生かすことで、さらなる魅力向上と誘客促進を図るため、地域活性化起業人1名を募集します。

3 スケジュール（予定）

- (1) 募集期間 令和7年5月2日（金）～令和7年5月30日（金）
- (2) 面接審査 令和7年6月6日（金）
- (3) 決定通知 令和7年6月中旬
- (4) 協定書締結 令和7年6月下旬
- (5) 派遣開始 令和7年7月～

4 派遣期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日 協議により更新可能。

最長で令和10年6月30日まで。ただし、当該負担金の予算成立を条件とします。

5 参考

要項は別紙のとおり。

呉市地域活性化起業人制度募集要項

1 事業概要

呉市海事歴史科学館（以下、「大和ミュージアム」という。）は、戦艦「大和」を建造した軍港、日本一の海軍工廠のまちとして栄えた呉の歴史と造船・鉄鋼を始めとした各種科学技術を紹介する博物館として２０１５年（平成１７年）４月２３日に開館しましたが、経年劣化した設備や既存不適格部分の改修、大規模な展示の見直しなどを行うため、令和６年度から本格的にリニューアル工事に入っています。そこで、工事休館中及びリニューアルオープン後を睨んだ新たな広報・ＰＲ活動を行うため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用し、豊富な知識、経験、ネットワークをもつ人材を募集します。

なお、事業の実施に際しては、本市と人材を派遣する企業（以下「派遣元企業」という。）との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（以下「派遣社員」という。）を派遣していただきます。

派遣された社員は本市において、そのノウハウや知見を最大限発揮し、「２ 業務内容」の業務に従事していただきます。

2 業務内容

２０２６年（令和８年）４月にリニューアルオープンする予定の大和ミュージアムの効果的な広報・ＰＲ等を行うため、主に次に掲げる事項の業務に従事していただきます。

- (１) 独自ネットワークを活用した新たな広報・ＰＲ方法による情報発信
- (２) 大和ミュージアムの魅力を最大限に生かしたコンテンツ造成
- (３) 誘客プロモーションの実施
- (４) 学芸課や大和ミュージアムの指定管理者が行う企画展やイベント等への助言
- (５) 新規事業の立ち上げ
- (６) その他、大和ミュージアムの更なる魅力向上及び誘客促進

※現在、大和ミュージアムの指定管理者により広報・ＰＲが行われていますので、取組の棲み分けを行うとともに、連携も考慮しながら事業を進めていくことになります。

3 募集人数

１名

4 募集要件

(１) 派遣元企業に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

ア 三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

イ 地域活性化起業人制度の趣旨に賛同し、地域活性化起業人を本市に派遣すること。

(２) 派遣社員に関する要件

次の条件のすべてを満たさなければならない。

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に

入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

ウ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる者であること。

エ コミュニケーション能力、交渉力が高く、各主体を調整しながら事業を実現することができ、広報・PR分野で必要な知識・経験を持ち、何事にもチャレンジできる者であること。

オ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作のできる者であること。

カ SNS等のWEBを活用した情報発信ができる者であること。

キ 土・日及び祝日の勤務など不規則な職務に対応できる者であること。

5 勤務条件等

（1）派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

（2）派遣期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日 協議により更新可能。最長3年。

ただし、当該負担金の予算成立を条件とします。

（3）その他

ア 派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、呉市職員の例に従います。ただし、呉市と派遣元企業との協議により調整できるものとします。

イ 派遣社員は、本業務が公務であることを理解し、その職の信頼を損なうような行為や不名誉となる行為を避けるよう努めなければなりません。

ウ 派遣社員は、呉市の承諾なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。

6 受入時期（予定）

令和7年7月から（具体的な受入開始月日は協議の上決定します。）

7 主たる勤務地

派遣期間中は、呉市の休日を定める条例（平成元年7月4日条例第35号）に規定する日を除いた日の半数以上を呉市内で勤務するものとします。

8 費用負担

派遣社員に関する給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額（以下「給与等相当額」という。）並びに派遣社員の派遣期間中の呉市の用務に係る旅費（呉市の条例、規則その他の規程に従う。）相当額（以下「旅費相当額」という。）は、負担金として、派遣元企業の請求に応じて本市が負担します。ただし、給与等相当額及び旅費相当額の合計額については、年額金5,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(例) 初年度の派遣受入期間がその年の7月1日から翌年の3月31日までの場合、派遣社員1名につき4,425,000円(5,900,000円×9月÷12月=4,425,000円)が上限となります。

9 スケジュール(予定)

募集開始	令和7年5月 2日(金)
質問の受付	令和7年5月20日(火) 17時15分まで
募集終了	令和7年5月30日(金) 17時15分まで
面接審査	令和7年6月 6日(金)
派遣元企業及び地域活性化起業人決定通知	令和7年6月中旬
派遣に関する協定書締結	令和7年6月下旬
派遣開始	令和7年7月から

10 申込手続き

(1) 申込

以下の書類を電子メールで提出してください。また、書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

- ア 呉市地域活性化起業人申出書(様式1)
- イ 会社概要(様式2)
- ウ 派遣社員職務経歴書(様式3)
- エ 企画提案書(様式4)

(2) 提出期限

令和7年5月30日(金) 17時15分(必着)

(3) 提出・問い合わせ先

呉市産業部海事歴史科学館学芸課
〒737-0029 広島県呉市宝町5-20
Tel: 0823-25-3047
Mail: kaizi@city.kure.lg.jp

11 質問の受付及び回答

本募集に関して質問がある場合は、原則として個別の対応を行わないため、次のとおり質問書を提出してください。

(1) 質問方法

電子メールで提出してください。なお、件名を「地域活性化起業人募集に係る質問」とし、質問書(様式5)を添付してください。送信後、電話にてメールの着信の確認を行ってください。

(2) 提出期限

令和7年5月20日(火) 17時15分(必着)

(3) 提出先

呉市産業部海事歴史科学館学芸課
〒737-0029 広島県呉市宝町4番44号

Tel : 0 8 2 3 - 2 5 - 3 0 4 7

Mail : kaizi@city.kure.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年5月26日(月)17時15分までに、本市ホームページにおいて、質問者を特定することができないようにしたうえで、質問及び回答を掲載(公開)します。

(5) 注意事項

電話及び口頭による質問や期限後の質問は原則受け付けません。

1 2 選考方法

書類審査及び派遣元企業の担当者や派遣予定社員と面接(オンライン可)を行い、選考します。選考後、派遣元企業の担当者や受入条件、費用負担等について協議を行い、本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上協定を交わして、派遣を開始します。

(1) 選考委員(予定)

呉市総務部長

呉市産業部長

呉市総務部副部長

呉市産業部副部長

(2) 面接日

令和7年6月6日(金)

※面接に要する交通費、宿泊費及び通信費等は派遣元企業負担となります。

(3) 選考結果の報告

結果(内示)は、文書で通知します。

1 3 その他

(1) 地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱」に定めるところによります。

(2) 応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。

(3) 提出された申出書等の書類は返却しません。

(4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。

(5) 審査結果に対する一切の異議申し立てはできないものとします。

(6) 募集スケジュールに変更がある場合は、その都度応募企業に通知します。